

放課後児童クラブ利用保護者 各位

長浜市子育て支援課（放課後児童クラブ運営室）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、及び、小学校・義務教育学校の臨時休校等に伴う
放課後児童クラブ（公設）の運営等について

平素は、本市の放課後児童クラブの運営に関しまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。表題の件につきましては、下記のとおりとさせていただきます。

滋賀県内でも新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いています。放課後児童クラブにおいても、児童が集まることによる集団感染リスクが高まっていると考えられます。可能な限り通所は自粛していただき、自宅で過ごすことが真に困難な場合に限り、通所してください。最大限のご協力をお願いします。

なお、民間クラブについては、ご利用のクラブにご確認ください。

記

1. 臨時休校中の対応

- 14時から18時まで開所します。
- 通所の対象者は、通年利用の登録者とします。

2. 通所の留意点

- 滋賀県内でも新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、放課後児童クラブにおいても児童が集まることによる集団感染リスクが高まっていると考えられます。
- このため、可能な限り通所は自粛していただき、自宅で過ごすことが真に困難な場合に限り、通所してください。最大限のご協力をお願いします。
- 児童の体温測定・健康観察を毎日行ってください。体調不良の場合は通所できません。
- 通所時は、必ずマスクを着用してください。その他クラブ活動にかかる感染予防対策については、クラブの指示に従ってください。
- 通所中に発熱等により体調が悪くなった場合は、クラブから連絡させていただきますので、速やかなお迎えをお願いします。
- 今後、市内で感染が拡大した場合等は、一部又は全部の放課後児童クラブを閉所します。

3. 通所の自粛に伴う対応

- 今年度は、4月以降、新型コロナ感染拡大が終息するまでの間、1日も通所がなかった月については、「休所」扱いとさせていただきます。
- 具体的には、1日も通所がなかった月の保護者負担金は徴収しません。また、在籍扱いは継続します。
- 通所実績の確認は、市で行います。保護者からの申請等は必要ありません。
- 事務手続き上、月の後半のみ通所された場合は、口座引落としができないケースが想定されます。その場合、納付書を送付させていただきます。

担当：長浜市子育て支援課 放課後児童クラブ運営室
電話：65 - 6514